

西予市中学校再編検討委員会設置要綱

令和7年9月25日

西予市教育委員会告示第29号

(設置)

第1条 西予市中学校再編について検討するため、西予市中学校再編検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、西予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)からの諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、答申するものとする。

- (1) 中学校の規模及び配置等に関する基本的な考え方に関すること。
- (2) 中学校の再編に向けた具体的な方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中学校の再編に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者を代表する者
- (2) 学校職員を代表する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 市議会議員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条の検討結果の報告をもって終了する。

2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充することができる。

3 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる者である委員は、委嘱又は任命されたときにおけるその身分又は職を失ったときも、教育委員会が必要と認める場合は、引き続き委員会の委員の身分を有することができるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月25日から施行する。